

鯨類対処マニュアル

(契約関係資料編 【大阪港】)

令和 6 年 12 月
【大阪港湾局】

契約関係資料編【大阪港】目次

1	一般的な留意事項	1
2	契約手続き	2
3	事業者への委託手続き	3
4	業務着手	6
5	事後処理	7
6	現地における事後処理	8
7	【参考】標準仕様書（海洋沈下処理）	10
8	【参考】標準仕様書（埋設処理）	15

1 一般的な留意事項

鯨類の漂着は、航路や港湾荷役への支障、腐敗臭や体内でのガス充満に伴う爆発の恐れなどの周辺環境への悪影響も予想されるため、相応の準備期間がない状態での緊急の対応が必要となることが予想される。

一方で、市民等からの関心も高いことから意思決定や契約、積算等にあたっては、説明責任を果たすことができる内容となっているか、経営改革課を通じて契約管財局に相談するなど十分な検討、確認が必要である。

実際の対応は、その時の状況によって臨機応変に行わざるを得ないが、以下のとおり、一般的な留意事項と想定される契約手続きを取りまとめておく。

(1) 予定価格の算定は事前が原則

具体的な工程が確定していない段階であっても、想定される基本的な工程を前提に、見積りを依頼する。

(2) 競争性を確保する手法の検討

緊急随意契約（特に1者のみの特名随意契約）だけを想定するのではなく、時間的な余裕があるケースでは、（比較見積りや指名競争も含めて）競争性を確保する手法での対応ができないか、検討が必要である。

(3) 鯨類処理における緊急度の検討

令和5年のケースでは「災害時に準じる」レベルとして対応したが、そうでない場合も想定され、緊急度に応じて対応を分ける必要がある。

(4) 経営改革課を通じて契約管財局と相談

経営改革課とは連絡、相談を密に行う。

【参考：他港事例】

水産庁マニュアルに掲載されている港の事例を調査したところ、1件（市街地から遠く航路に支障のないところに曳航後処理）を除き特名随意契約で対応。

2 契約手続き

(1) 予定価格による審査手続き

「業務委託の随意契約」の場合、予定価格が 3,500 万円以上であれば、業務委託契約業者資格審査委員会の対象となり、契約管財局契約部契約課（委託 G）と協議が必要である。

(2) 事業者の選定

処分方法が決まれば、正式に処分事業者へ処理を依頼する。

事業者候補を選ぶ方策としては、次の 2 点が考えられる。

- ① 災害時の対応協定に準じたものとして、一般社団法人日本埋立浚渫協会近畿支部へ相談し、紹介された事業者に見積りを依頼する。
- ② 緊急工事に準じるものとして、近隣で作業中の事業者又は本件業務の施工が可能なところに見積りを依頼する。

【参考：他港事例】

水産庁マニュアルに掲載されている港の処理事例を調査したところ、確認できた案件のうち①に類似のケースが 5 件、②に類似のケースが 9 件。

【参考：水産庁マニュアルより抜粋（サブテキスト）】

Ⅱ 座礁初動体制と現場対応

7 処理業者の確保と契約（P17）

- （1）業者の選定に当たっては、鯨体の大きさ、数等に応じた設備（使用する作業関係重機や船等）やダイバー等の作業人員が整っているかどうか、また、死亡鯨体の腐敗が早く、扱いが困難になる場合があることから、それらに即座に対応できるかどうかを考慮する必要がある。

3 事業者への委託手続き

手続きとしては、業務の特殊性と処理の早急性、他港の事例等を鑑みれば5号随契（通常）【別紙1】で行わざるを得ないことも想定される。どのような手続きで行うかは、状況によって判断することとなるが、ここでは手続きとして想定される5号随契（通常）の手続き方法を例示する。

①随意契約理由を整理し、契約事務審査会で審議

⇒ 随意契約理由書及び業務委託発生報告書を作成

②予定価格の算定

- ・事業者から見積もりの提出
- ・局積算を積算担当と相談し、作成
- ・見積もりと積算を照らし合わせ、協議を実施

③契約手続き

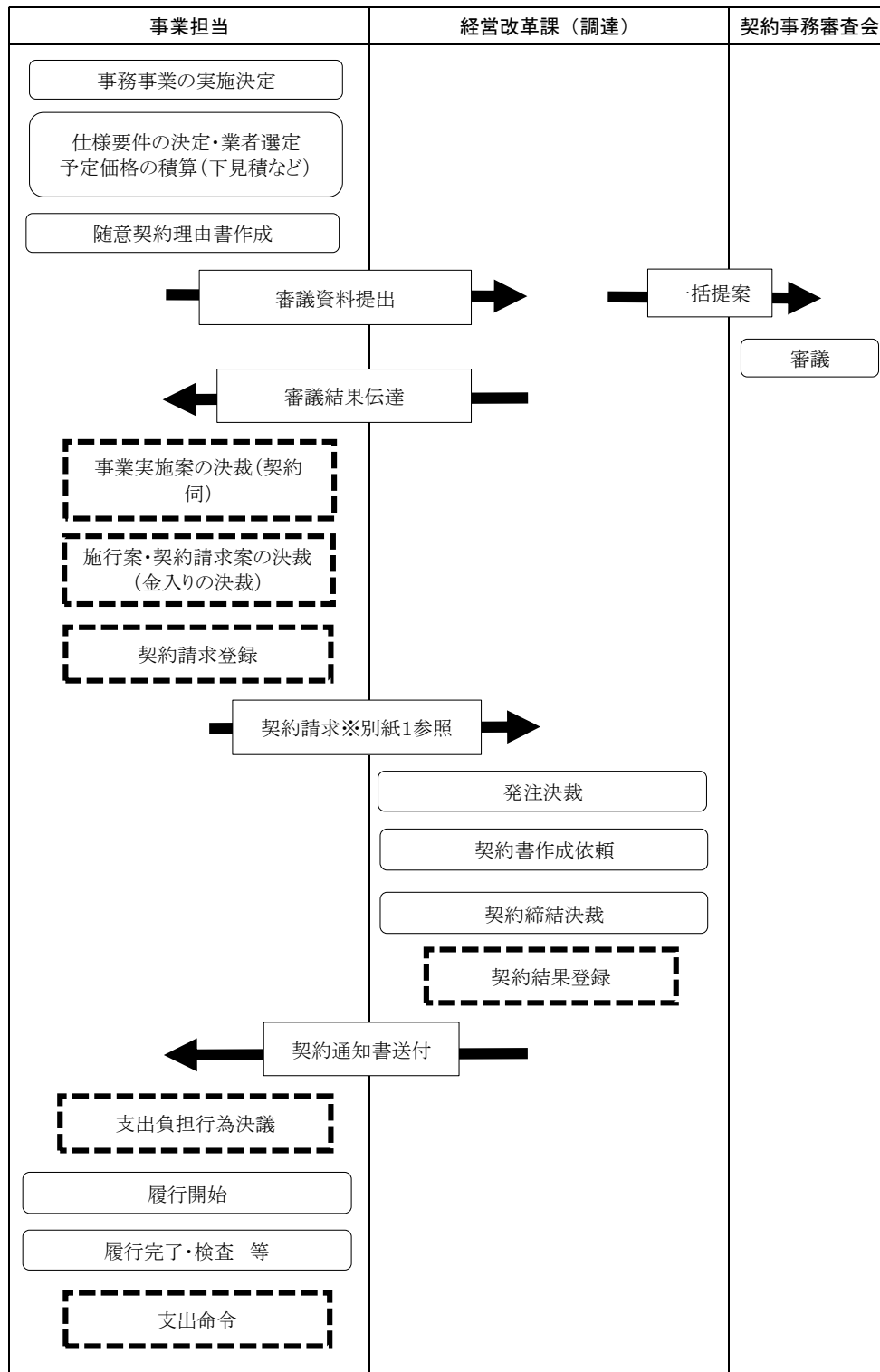
- ・予定価格の算定があり次第事業実施案起案（執行伺い）
- ・仕様書の作成
- ・施行案の起案
- ・契約請求
⇒業務委託契約請求書、金入（封緘）、仕様書
- ・契約後、経営改革課から契約通知書受領
- ・契約後に支出負担決議

なお、時間的な余裕がないケースにおいては、契約管財局に相談の上、5号随契（指示請 Ver.）【別紙2】で実施する可能性もあるため、業務フローを掲載しておく。

【参考：令和5年のケース】

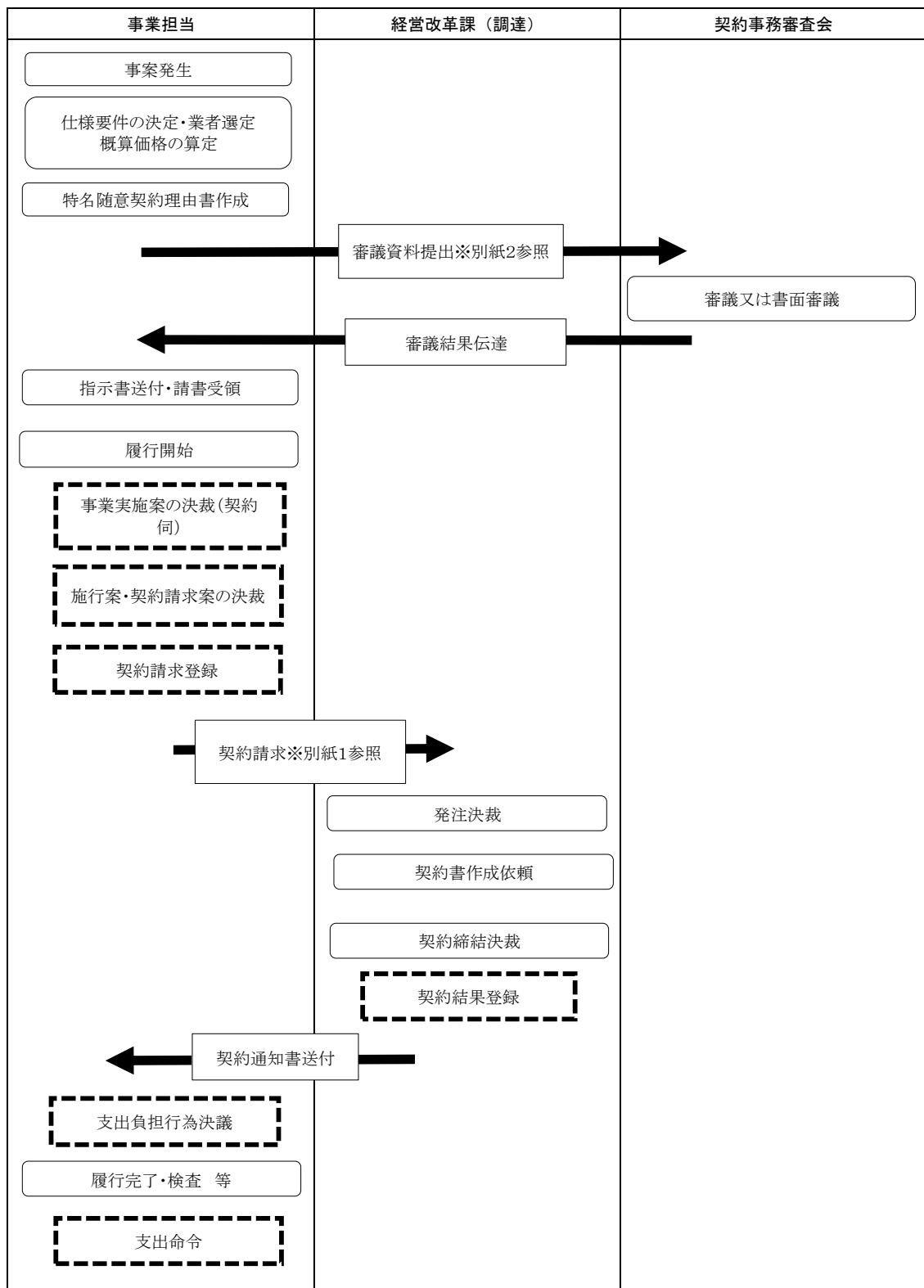
令和5年の事例では、生存した大型の鯨が大阪港内で死亡。
航路への支障や腐敗臭、体内へのガス充満による爆発のおそれ、天候悪化などにより、処理までの期間が5日間しかなかったことから「災害時における契約事務ガイドライン（令和4年4月）」に基づき契約した。

【別紙1】5号随契（通常）



※ 財務会計システム

【別紙2】5号随契（指示請 Ver.）



※ 財務会計システム

※「災害時における契約事務ガイドライン」に基づき、本市が被災した場合や他都市で被災した場合で本市の災害等支援対策本部が設置され、災害関係の調達が生じた場合において適用する。

4 業務着手

業務着手にあたって、相手方に対して交付する書類、相手方より受領する書類、その他用意が必要な書類の内、主な書類は以下の通りである。

（詳細は、大阪港港湾業務委託共通仕様書等を確認すること）

（１）相手方に対して交付する主な書類

- ・ 監督通知
- ・（再委託があるなら）再委託承諾書

（２）相手方より受領する主な書類

【業務着手前】

- ・ 業務着手通知書
- ・ 業務工程表
- ・ 業務責任者通知書
- ・ 「受注者に所属することを証する書面」届出書（当初・変更）
- ・ 労災保険加入証明書
- ・ 誓約書

【業務着手時】

- ・ 業務計画書（水葬計画書）
- ・ 業務打ち合わせ書
- ・ 作業日報
- ・（再委託があるなら）再委託承諾申請書、再委託業者通知書
- ・（支給品があるなら）支給品請求書、支給品受領書

（３）その他用意が必要な書類

- ・ 港内作業許可申請書

5 事後処理

(1) 業務履行確認、経費の積算、契約手続き

① 業務履行確認

- 事業者から業務完了通知書・業務実施報告書の提出
- 処理後に発生する作業・備品については、写真や職員が立会
する事で必要経費にあたる事を確認
- 検査調書を作成
- 検査完了通知書を事業者に送付

② 支払い手続き

- 請求書受領後、支出命令

6 現地における事後処理

鯨類の処分をもって業務完了ではなく、一連の流れの中で行った措置に対する事後処理の対応も必要となる。

水産庁マニュアルでは、必要とされる対応として「座礁地等の衛生面の管理」「鯨油等が流出した場合の清掃等、座礁地等の原状回復」「悪臭等の軽減、解消措置」「回収した鯨油等、一般ゴミ等の適正処理」の4項目が列記されているが、このほかにも「作業に要した資機材の清掃」「作業従事者の衣服等の再取得」なども含め、あらかじめ想定されるものについては、当初の業務の依頼の段階から意識して工程、積算に組み込んでおく必要がある。（本編6章再掲）

【参考：水産庁マニュアルより抜粋（メインテキスト）】

2 座礁発生後の対処

（3）事後処理（P12）

座礁対処責任者は、清掃、体油の中和処理等により、座礁現場周辺の原状回復を行う（サブテキスト「Ⅵ 鯨類座礁地等の清掃等現状回復作業について」）。

【参考：水産庁マニュアルより抜粋（サブテキスト）】

Ⅵ 鯨類座礁地等の清掃等現状回復作業について（P57）

1 大型鯨類座礁時に想定される座礁地等の状況

大型鯨類の座礁にあつては、埋設、他海域への移動・排除、海底沈下等死亡鯨体の処理に判断を要するため、座礁地又は一時係留先等（以下、座礁地等という。）で死亡鯨体の腐敗が進み、血液、鯨油（体液、脳油等）等が流出することも想定される。その場合、潮の干満や強風等により、港湾・漁港等岸壁及びテトラポット等に鯨油が付着し、悪臭の発生及び水質汚染等環境面での影響が懸念される。

また、座礁地等から死亡鯨体を埋設地等に搬送する場合は、搬送途中の環境汚染、悪臭による周辺住民等への影響も予想される。なお、座礁地等に多くの見物者が集まると、同時に、見物者が持ち込んだゴミ等の処理が必要になることもある。

2 必要とされる対応

- 座礁地等の衛生面の管理
- 鯨油等が流出した場合の清掃等、座礁地等の原状回復
- 悪臭等の軽減、解消措置
- 回収した鯨油等、一般ゴミ等の適正処理

7 【参考】標準仕様書（海洋沈下処理）

令和【】年度

請第【】号

鯨死骸海上運搬処理業務委託仕様書

大阪港湾局【○部○課】

※【注意事項】

内容は全て例示であり、実際の業務内容に即して作成すること。

1 概要

本業務は、大阪港【漂着場所】付近に迷い込んだ鯨が死んだことが確認されたためこの処分を行うものである。

業務の概要は以下の通りである。

- ①【漂着場所】から鯨死骸を局指定係留場所へ曳航。
- ② 海面からの死骸をクレーンで吊り上げ、作業用バージ（ガス抜き作業用（内臓等摘出））への積み込み。
- ③『ガス抜き終了後、回航用のバージ船への積み替え並びに』コンクリート方塊等のおもりの取り付け。【※積み替えを実施しない場合、括弧部分は不要】
- ④鯨を積載したバージを海洋沈下場所までの曳航。
- ⑤局指定位置到達後、海洋沈下処理を図るものである。
（鯨の発見は【令和〇年〇月〇日】、死亡確認は【〇月〇日】）

2 業務履行期限

【令和〇年〇月〇日】

3 対象及び業務場所等

対象：鯨死骸【（全長約〇m重量約〇t）】

場所：対象物所在地は【漂着場所】区域内（別図1参照）

対象物等係留場所：大阪港内の局指定係留場所（別図1参照）

対象物曳航区間：大阪港内係留場所～【沈下場所】海域（別図2参照）

対象物沈下場所：局指定場所（別図2参照）

4 業務内容

・各資器材の準備等

- ①鯨体吊上げ用資材【鉄板・スリング等必要に応じて記載】の準備及び加工作業
- ②その他資機材等の手配準備（曳船・バージ・コンクリート方塊（支給材）【※局で調達が難しければ、方塊も手配を依頼する】・コンクリート方塊運搬車両等、必要人員（潜水土、船員、各作業に必要な人員）

・対象物の係留施設【局指定係留場所】までの移動、海面からの水切り（吊り上げ）作業

（移動経路・位置は別図1参照）

- ①対象物を【漂着場所】から局指定係留場所まで移動。なお曳航前に潜水土により、鯨体の状況（座礁状況、損傷の有無）を確認のうえ、曳索を鯨体に取り付ける
- ②局指定係留場所で局指定の起重機【（〇t吊り）】により対象を吊り上げ（水切り）「作業用バージ」に積み込み

③ 作業用バージでのガス抜き作業（内臓等摘出含む）『終了後、回航用の底開バージに積み替え』【※積み替えを実施しない場合、括弧部分は不要】

・対象物の浮揚防止対策

- ① 使用するコンクリート方塊については【調達場所】（別図1参照）から陸上輸送により、【局指定係留場所】へ搬入
- ② 鯨体を、ロープ等を使用し上記方塊等を確実に固縛すること

・バージの曳航作業及び指定場所（海域）での沈下作業（別図2参照）

- ① 対象物を積載したバージを局指定場所へ曳航
- ② 局指定場所到達後位置確認のうえ、対象物を投棄
- ③ 沈下後の状況確認（沈下後30分現地に留まって目視）

※曳船には局監督職員が乗船

・沈下作業後

- ① 曳船及び使用バージの大阪までの回航
- ② 後片付け（バージ等の清掃・洗浄作業等）

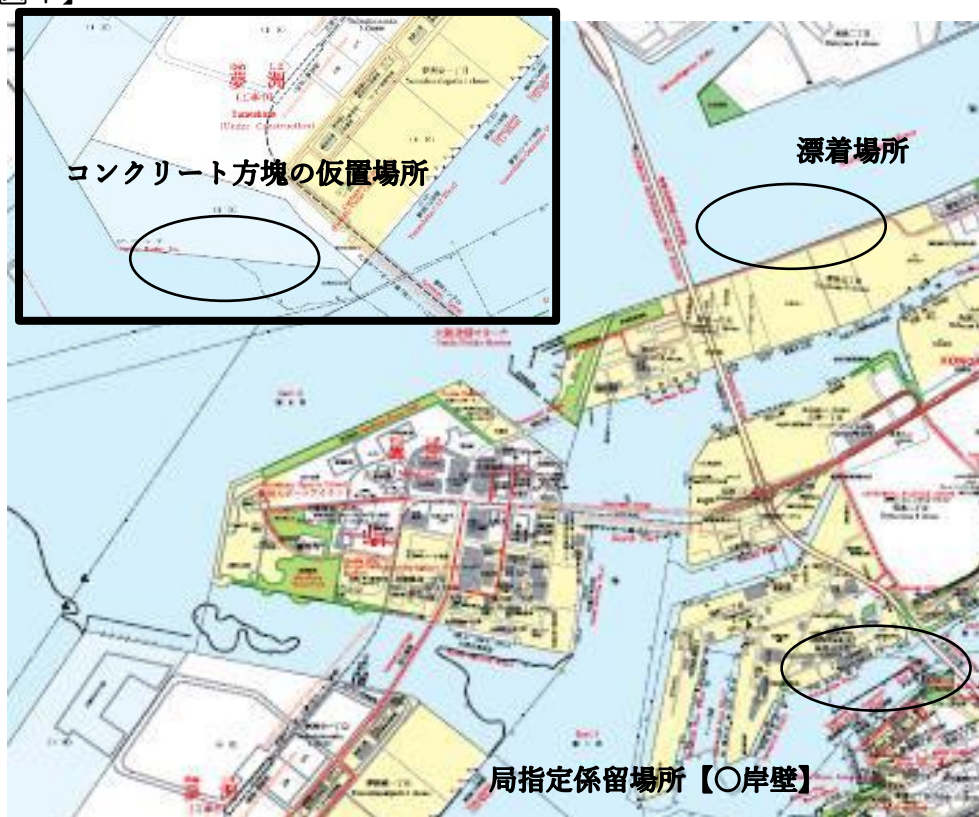
5 その他

- ・対象の吊上げや浮き上がり防止、その他作業に必要な資機材・人員を受注者側で用意すること
- ・使用施設や資機材には適宜防汚対策をとるとともに汚損した場合は受託者で洗浄等を行うこと
- ・鯨体のガス抜き作業等は局が要請した専門スタッフが実施するので、その指示に従うこと
- ・上記業務を通じて不測の事態が発生した場合には、監督職員と協議し指示に従うこと

6 必要資機材・人員（※R5.1の事例を記載、適宜修正の必要あり）

主な作業等	資機材・人員等	規格性能等	数量等
バージ曳航他	曳船	・ 鯨類を積載するバージを当該海域迄曳航可能な出力を有すること。 ・ 当該バージを曳航し、沈下海域への航行が可能なこと	2隻
対象物吊上 ・ 積込用	起重機・吊上機材	・ 【〇t吊り】（局指定のクレーン）及び鉄板、スリング等	クレーン1基 他吊上機材
対象物積載作業用	バージ（平底）	・ 対象物【（長さ約〇m重量約〇t）】を積載可能なもの ・ 船内側の底部がフラットなもの	1隻
対象物運搬・投棄用	底開バージ	・ 対象物【（長さ約〇m重量約〇t）】を積載可能なもの ・ 投棄海域までの航行可能なもので、「底開」により鯨体を直接海中に投入できるもの	1隻
港内作業の補助 ・ 警戒作業用	小型作業船（小型曳船等）	・ 対象物への近接作業（ロープ取付など水面付近での作業）が可能なもの	協議の上必要数
コンクリート方塊 積込運搬	クレーン又はフォークリフト等	コンクリート方塊【（〇t）】を積込・積降ろし可能なもの【（〇基あり）】	1台
	運搬車両	上記を運搬可能なもの	1台
鯨体の曳航前の確認、曳航索取付け	潜水土、曳船乗組員等	・ 必要な技能・資格等を有すること	必要数
鯨体の積込作業	積込（荷役）作業員	・ 必要な技能・資格等を有すること	必要数
バージの曳航作業	船員及びバージでの沈下作業等に従事する人員	・ 必要な技能・資格等を有すること	必要数
コンクリート方塊 積込・運搬作業	クレーン等操作及び積込等作業員、車両運転員	・ 必要な技能・資格等を有すること	必要数

【別図1】



【別図2】



8 【参考】標準仕様書（埋設処理）

令和【】年度

請第【】号

鯨死骸海上運搬処理業務委託仕様書

大阪港湾局【○部○課】

※【注意事項】

内容は全て例示であり、実際の業務内容に即して作成すること。

1 概要

本業務は、大阪港【漂着場所】付近に迷い込んだ鯨が死んだことが確認されたためこの処分を行うものである。

業務の概要は以下の通りである。

- ① 【漂着場所】から鯨死骸を局指定係留場所まで曳航。
- ②海面からの死骸をクレーンで吊り上げ、輸送用トラックへの積み込み。
- ③鯨を積載したトラックを埋設場所まで輸送。
- ⑤局指定位置到達後、埋設処理を図るものである。

（鯨の発見は【令和〇年〇月〇日】、死亡確認は【〇月〇日】）

2 業務履行期限

【令和〇年〇月〇日】

3 対象及び業務場所等

対象：鯨死骸【（全長約〇m重量約〇t）】

場所：対象物所在地は【漂着場所】区域内（別図1参照）

対象物等係留場所：大阪港内の局指定係留場所（別図1参照）

対象物輸送区間：大阪港内係留場所～【埋設場所】（別図2参照）

対象物埋設場所：局指定場所（別図2参照）

4 業務内容

・各資器材の準備等

- ① 曳航用資材：曳船等
- ② 吊上げ用資材：起重機【（〇t吊り）】、【鉄板・スリング等必要に応じて記載】の準備及び加工作業
- ③ 輸送用資材：トラック・ダンプ等鯨体の大きさに準じて準備
- ④ 埋設用資材：バックホー等
- ⑤ その他資機材等の手配準備（必要人員等（潜水土、船員、各作業に必要な人員））

・対象物の係留施設【局指定係留場所】までの移動、海面からの水切り（吊り上げ）作業

（移動経路・位置は別図1参照）

- ① 対象物を【漂着場所】から局指定係留場所まで移動。なお曳航前に潜水土により、鯨体の状況（座礁状況、損傷の有無）を確認のうえ、曳索を鯨体に取り付ける
- ② 局指定係留場所で局指定の起重機【（〇t吊り）】により対象を吊り上げ（水切り）【トラック・ダンプ】に積み込み

・対象物の埋設場所までの輸送（別図2参照）

① 【トラック・ダンプ】により、局指定埋設場所まで鯨体を輸送。

この際、血液・鯨の体組織が零れ落ちないように、ブルーシート等で養生を行う事。

・局指定場所での埋設作業（別図2参照）

① 鯨体を局指定埋設場所に投下

② 位置確認のうえ、バックホーを用いて埋設

③ 後片付け（【トラック・ダンプ】等の清掃・洗浄作業等）

5 その他

・対象の曳航、輸送、埋設、その他作業に必要な資機材・人員を受注者側で用意すること

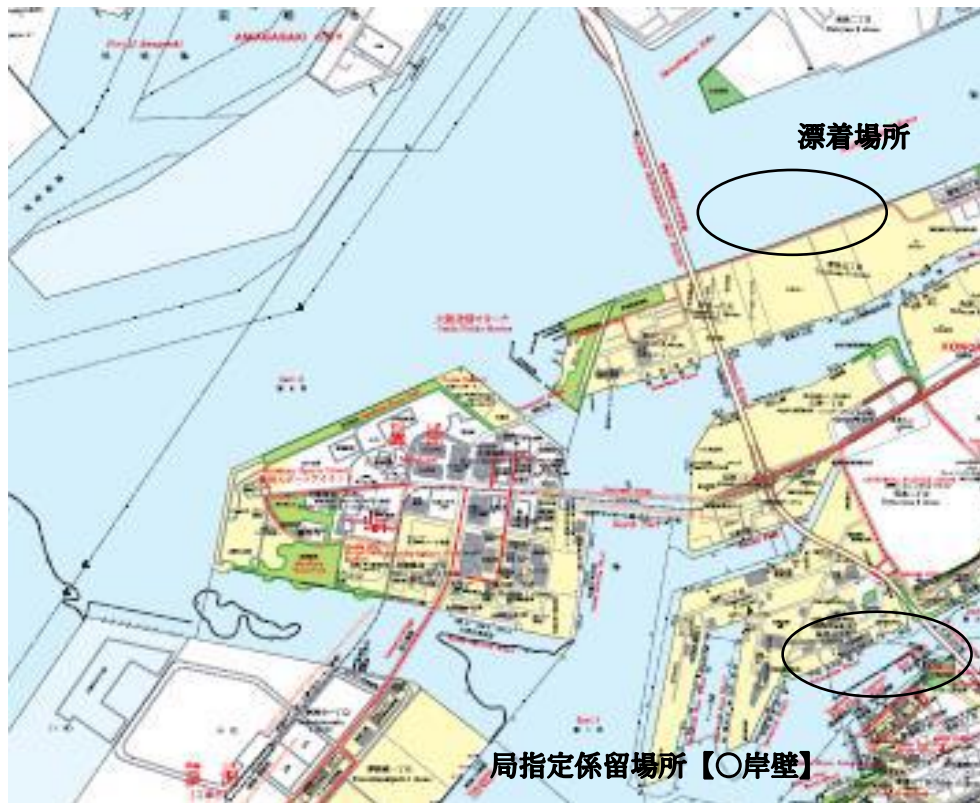
・使用施設や資機材には適宜防汚対策をとるとともに汚損した場合は受託者で洗浄等を行うこと

・上記業務を通じて不測の事態が発生した場合には、監督職員と協議し指示に従うこと

6 必要資機材・人員（過去の事例を参考、適宜修正の必要あり）

主な作業等	資機材・人員等	規格性能等	数量等
バージ曳航他	曳船	・鯨類を積載するバージを当該海域迄曳航可能な出力を有すること。 ・当該バージを曳航し、沈下海域への航行が可能なこと	2隻
対象物吊上 ・積込用	起重機・吊上機材	・【〇t吊り】（局指定のクレーン）及び鉄板、スリング等	クレーン1基 他吊上機材
対象物運搬・投棄	【トラック・ダンプ】・ブルーシート等 養生用資材	・対象物【（長さ約〇m重量約〇t）】を積載可能なもの ・対象物からの流出物を留めること	1台
対象物埋設用	バックホー	・対象物全体を速やかに埋設する土砂を扱えるもの	1台
鯨体の曳航前の確認、曳航索取付け	潜水土、曳船乗組員等	・必要な技能・資格等を有すること	必要数
鯨体の積込作業	積込（荷役）作業員	・必要な技能・資格等を有すること	必要数
バージの曳航作業	船員及びバージでの沈下作業等に従事する人員	・必要な技能・資格等を有すること	必要数

【別図1】



【別図2】



【策定、改定経緯】

令和6年 12月1日 策定、施行